

■ 中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更に関するFAQ

No.	質 問	回 答 案	更新日
1	調達検討資材があるにもかかわらず、特記仕様書に記載がない場合はどうしたらよいか。	調達検討資材に該当する資材がある場合は、資材の設計変更について監督員へ事前相談をしてください。その結果に基づき、指示書仕様例により発注者から特記仕様書を追加指示とすることで、設計変更の対象とすることが可能です。	R8.7.1
2	既に契約済みの工事(特記仕様書に記載のない工事)についても設計変更の対象となるのか。	契約済みの工事についても対象となります。	R8.7.1
3	既に調達済みの資材は対象か。	協議時点で調達済みの資材も対象です。 ただし、出来高部分払いを行っている部分は対象外です。	R8.7.1